

日本臨床歯科学会
認定医制度施行細則

(趣 旨)

第 1 条

日本臨床歯科学会認定医制度規則(以下「規則」)の施行にあたって、日本臨床歯科学会認定医(以下「認定医」)、および日本臨床歯科学会指導医(以下「指導医」)に関し、規則に定められている事項以外は、次の各条に従うものとする。

(研 修)

第 2 条

規則第 8 条および第 13 条における申請時の学会正会員期間は、歯科医師 国家試験合格後の 10 年間の臨床研修期間を 1 年間の学会正会員期間に、また、学会が認める関連学会の会員期間 2 年間を本学会正会員期間 1 年間として認める。ただし、上記の条件で本学会正会員期間が認められたものでも、2 年間以上本学会正会員であることを必要とする。

2. 前項にある「学会が認める関連学会」とは「日本臨床歯科学会認定医制度関連学会に関する細則」に基づき認定された学会をいう。

第 3 条

規則第 10 条に定めた本学会が認めた研修施設での研修は、その期間及び内容等の適正について申請書類をもって委員会にて判断する。

(申請)

第 4 条

認定医を申請するものは認定医申請書類(様式 1~6 号)に症例報告 5 例(様式 7 号)、症例に用いた患者の同意書(様式 8 号)を添えて申請する。

2. 指導医を申請するものは認定医申請書類(様式 1~6 号)に症例報告 10 例(様式 7 号)、症例に用いた患者の同意書(様式 8 号)を添えて申請する。

(認定期間)

第 5 条

認定医、指導医の認定期間はいずれも 5 年間とする。

(更 新)

第 6 条

認定医の更新を申請しようとする者は、次の各項の書類に更新料の受領証のコピーを添え委員会に提出しなければならない。

- 1) 認定医更新申請書(様式 15)
 - 2) 認定医認定証の写し
 - 3) 認定期間におけ 3 例の症例報告(様式 7 号)
2. 指導医の更新を申請しようとする者は、次の各項の書類に更新料の受領証のコピーを添え委員会に提出しなければならない。
- 1) 指導医更新申請書(様式 16)
 - 2) 指導医認定証の写し
 - 3) 認定期間におけ 3 例の症例報告(様式 7 号)
3. 更新の申請は、認定失効期日の 1 年前から行うことかできる。
4. 更新の申請手続きは、別(日本臨床歯科学会会誌の会告、学会ホームページ)に定める期間内に行う。
5. 更新時において 65 歳以上の認定医、指導医の場合、更新料と更新申請書の 15 号様式、もしくは 16 号様式の提出をもって終身認定医、指導医として認める。この認定証の登録期限の記載は「終身」とする。

第 7 条

規則第 19 条に関し、止むを得ない理由で更新の申請ができないと委員会が認めた場合には、その理由が消滅した時点で遡及し申請することができる。

2. 止むを得ない理由が無く、未更新による資格喪失者が再び資格を申請するときは、手数料を添え未更新の理由および申請のための必要書類を提出し、次の各号のいずれかで委員会の審査を受けなければならない。

(1)症例報告書による審査(書類審査、症例はメンテナンスに移行していること)

(2)認定医試験(症例を提出し、口頭試問を受ける)

(諸費用)

第 8 条

この制度の施行に関わる諸費用を次のように定める。

認定申請料 無料

登録料 5 万円(消費税別)

更新料 5 万円(消費税別)

第 9 条

研修施設の代表者は規則第 10 条の各項に変更が生じたときは速やかに再申請をして、委員会の審査を受けなければならない。

第10条

認定医の更新をする者は次の要件を備えていなければならない。

- (1) 5年の中で日本臨床歯科学会学術大会出席50単位以上取得していること。
- (2) 日本臨床歯科医学会学術大会認定医・指導医教育講演に1回以上出席していること。

(規則の改定)

第11条

この細則の変更は委員会の議を経て、理事会での承認を得るものとする。

附則

1. この施行細則は、2017年11月24日から施行する。
2. 2019年1月28日に一部改正し、この日をもって施行する。
3. 2019年10月15日の学会名変更により特定非営利活動法人日本臨床医学会から日本臨床歯科学会に修正。
4. 2021年2月25日日本臨床歯科学会理事会にて一部改正。